

電力設備から発生する磁界規制の導入等に係る電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気設備の技術基準の解釈の一部改正に対する意見募集について

平成23年2月15日
経済産業省
原子力安全・保安院
電力安全課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

我が国において、これまで規制を行っていなかった電力設備から発生する超低周波磁界に関し、電力安全小委員会電力設備電磁界対策ワーキンググループがとりまとめた報告書（平成20年6月）を受け、平成22年11月に国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）により発表されたガイドラインに基づき新たに規制を策定するため、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。）及び電気設備の技術基準の解釈について所要の改正を行うこととしました。

つきましては、広く国民の皆さまからご意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見公募の対象

- ・ 「電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」（新旧対照表）
- ・ 「電気設備の技術基準の解釈の一部改正（案）」（新旧対照表）

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課

（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館3階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成23年2月15日（火）～平成23年3月16日（水）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、次のいずれかの方法でお送りください。なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 郵送の場合

送付先：〒100-8986 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課
パブリックコメント担当 宛

(2) FAXの場合

FAX番号：(03) 3580-8486

(3) 電子メールの場合

メールアドレス：denanka-pabukome@meti.go.jp

※ 電子メールの件名を「技術基準省令等の一部改正に対する意見」として下さい。

6. その他

- 皆さまからいただいたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。
なお、いただいたご意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨をご了承下さい。
- ご提出いただきましたご意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おき下さい。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当場所を伏せさせていただきます。
- ご意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課
パブリックコメント担当 宛

電力設備から発生する磁界規制の導入等に係る電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気設備の技術基準の解釈の一部改正に対する意見

氏 名	(企業・団体の場合は、企業名・団体名、部署名及び担当者名)
住 所	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	
ご意見	
・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)	
・ 意見内容	
・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)	